

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条の二の八の改正規定（同条第一項第一号の次に一号を加える部分を除く）、附則第二十五条の改正規定及び様式第三十三号の二の五の改正規定並びに次条及び附則第三条 平成三十一年四月一日

二 第十四条を削り、第十四条の二を第十四条とし、第十四条の三を第十四条の四とする改正規定、様式第四号の改正規定、様式第九号の二の改正規定、様式第十号の改正規定、様式第十号の二の改正規定、様式第三十三号の三の改正規定、様式第三十三号の五の改正規定、様式第三十三号の五の二の改正規定、様式第三十三号の六の改正規定及び様式第三十七号の改正規定 平成三十二年一月一日  
三 第六条の改正規定、第七条の改正規定、第十三条の改正規定、第一百一条の五の改正規定及び第一条の十三の改正規定（同条第六項に係る部分を除く。） 平成三十二年四月一日

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新令」という。）第一百一条の二の八及び附則第二十五条の規定は、この省令の施行の日以後に雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十条の二第一項の規定による教育訓練（以下「教育訓練」という。）を開始した者について適用し、施行日前に教育訓練を開始した者に対するこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧令」という。）第一百一条の二の八及び附則第二十五条の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第三条 厚生労働大臣、都道府県労働局長及び公共職業安定所長は、この省令の施行の前においても、新令第一百一条の二の七第一号の二に規定する特定一般教育訓練及び同条第二号に規定する専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給のために必要な準備行為を行うことができる。

○厚生労働省令第二十号  
労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十五条の二及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第八十六条の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
平成三十一年三月八日  
厚生労働大臣 根本 匠

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）  
第一条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

	改 正 後	改 正 前
	(賃金総額の見込額の特例等) 第二十四条 (略)	(賃金総額の見込額の特例等) 第二十四条 (略)
3	法第十五条第一項の規定による申告書（労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業に係るものを除く。）の提出（保険年度中途に保険関係が成立したものについての当該保険関係が成立した日から五十日以内に行う申告書の提出を除く。）は、特定法人（事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の時にける資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額が一億円を超える法人、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第五項に規定する相互会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。第二十五条第三項及び第三十三条第二項において同じ。）にあつては、電子情報処理組織（政府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）以下この項において同じ。）と特定法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項、第二十五条第三項及び第三十三条第二項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しない	(新設) 2 (略)

(傍線部分は改正部分)